



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 68, 2026年2月～3月)

※本資料において示されている見解は、執筆者の私見であり、合同会社デロイトトーマツの公式見解ではありません。



保険セクターの国際的な規制の動向（2026年2月～3月）

内容

A: 英 FCA、保険料融資の実態にかかるレポートを公表（2月3日）	3
B: EIOPA、PE ファンドによる保険会社の取得にかかる監督上の見解（案）を公表（2月3日） ...	4
C: FSB、2026年の作業プログラムを公表（2月6日）	5
D: 印 IRDAI、保険会社による駐在員事務所の開設にかかるガイドラインを公表（2月11日）	6
E: IAIS、オペレーショナル・レジリエンスにかかる実務文書を最終化（2月12日）	7
F: ESRB、銀行と NBFI との関係がもたらす金融安定リスクにかかるレポートを公表（2月12日） ...	8
G: EIOPA、監督上のレビュー・プロセスにかかるガイドラインを改正（2月13日）	9
H: EIOPA、重要な機能の特定にかかるガイドラインを公表（2月16日）	11
I: BCBS、シンセティック・リスク・トランスファーにかかる報告書を公表（2月17日）	12
J: 英 FCA、保険セクターの規制上の優先課題を公表（2月24日）	13

A: 英 FCA、保険料融資の実態にかかるレポートを公表（2月3日）

- 英国金融行為規制庁（FCA）は、保険料融資（premium finance）にかかる市場調査の結果をまとめたレポートを公表した。同レポートの主な内容は以下のとおり。

<p>背景等</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 年間の保険料を一括で支払うことが困難である保険契約者の中には、保険料融資を利用する者もいる。2024年においては、自動車保険の保険契約者の60%、住宅保険の保険契約者の41%が、保険料融資を利用し、月次で保険料を支払っている。 • 保険料融資には、①保険会社が保険契約者に対して直接融資を行うもの、②保険仲介者が融資を行うもの、③保険仲介者とパートナーシップ契約を締結した第三者（ブローカー）が融資を行うもの、などの形態がある。2023年においては、自動車保険と住宅保険について、①が58%、②が26%、③が17%であった。
<p>主な発見事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 年間利率（annual percentage rate：APR。融資の金利とその他の手数料。）は、2022年と比べると、平均で4.1ポイント低下している。このことは、典型的な自動車保険において8ポンド、住宅保険において3ポンド、顧客の負担が軽減されていることを意味する。マーケット全体では、消費者にとって、年間約1.6億ポンドの負担の軽減につながっている。 • 保険料融資のマーケットは、多くの顧客のニーズを満たすものである一方、その価格は依然として高い。多くの保険料融資の提供者は、消費者にとっての公正な価値を適切に評価している。他方で、FCAは、保険料融資の提供者がその公正な価値を適切に評価することを期待する。 • 保険料融資において、信用リスクが保険料と保険料融資の金利の双方においてダブルカウントされている事例は認められなかった。FCAは、引き続き、保険会社が保険料融資を利用する顧客に対して高い保険料を提示していないことをモニターしていく。 • 顧客は、年間の保険料を一括で支払う場合のコストと保険料融資を利用して支払う場合のコストを、ウェブサイト上で比較することができる。 • 保険料融資の提供者の中にはAPRを0%としている者もいるものの、FCAは、現時点において、保険料融資のAPRを0%とすることは考えていない。保険料融資自体は顧客にベネフィットをもたらすものであり、APRを0%にすることを強制することは、保険料融資へのアクセスを制限することにもつながり得る。 • ブローカー経由で保険料融資を受ける場合、保険会社や保険仲介者から保険料融資を受ける場合と比べ、金利は高い（2023年では約3%高い）ことが判明した。ブローカーは、強い交渉力により、より高い金利を提示し得るものの、市場における競争圧力によって一定の制約を受け得る。
<p>今後の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> • FCAは、引き続き、保険料融資のAPRsのモニタリングを行っていく。また、FCAは、保険料融資の提供者の公正な価値の分析の状況を精査し、適切な取組みが行われていないと認められる場合には、監督上の対応を行う。

インプリケーション：「消費者に対する公正な価値の提供」の観点から、本論点について引き続き監督上のモニタリングが行わ

れることが期待される。また、「消費者に対する公正な価値の提供」は、例えば、保険募集にかかる手数料の設定に際しても適用できる概念であり、その意味で、日本の保険セクターにおける手数料の設定の実務についてもさらなる実態の把握が行われることが期待される。

(参考) FCA ‘Falling cost of premium finance saving consumers around £157m a year’

B: EIOPA、PE ファンドによる保険会社の取得にかかる監督上の見解（案）を公表（2月3日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、4月30日を期限として、「プライベート・エクイティに関連する（再）保険会社の免許（authorisation）と継続的な監督（ongoing supervision）にかかる監督上のステートメント（案）」と題する文書を市中協議に付した。同文書の主な内容は以下のとおり。

<p>目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> • プライベート・エクイティ（PE）ファームは、過去10年において、（再）保険会社の持分の一部もしくはすべての取得に対する興味を高めている。このトレンドは、米国においてより顕著ではあるものの、PEファームは、欧州連合（EU）においても重要な買い手となっている。 • PEファームによる（再）保険会社の所有は、資産運用からの収益の増加やコストの最適化などのベネフィットをもたらす。他方で、PEファームの手法やガバナンスは、監督当局にとって課題をもたらし得る。 • 本監督上のステートメントは、PEファームに関連する（再）保険会社の高品質で一貫した監督を確保することを目的として、（再）保険会社の持分の保有やポートフォリオの移転、合併、継続的な監督にかかる監督上の期待を示すものである。
<p>戦略と手法</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ビジネス・モデルの変更 <ul style="list-style-type: none"> - 監督当局は、PEファンドに取得される保険会社の将来のビジネス・モデルがソルベンシーII指令における健全性の要件を満たすものであるかどうかを評価しなければならない。 - 利益が一致しないことのリスクについて、監督当局は、PEファームの事業計画が、保険会社の長期的なオペレーション上のケイパビリティに対する十分かつ持続的な投資を確保しているかどうか特に留意しなければならない。特に、監督当局は、重要な投資のプログラム（ITインフラストラクチャーやデジタル・レジリエンスにかかるものを含む。）が短期的な価値の抽出のインセンティブに対して十分に確保されているかどうかを評価すべきである。 - 継続的な監督において、監督当局は、無限責任パートナーや関係する者からの影響力やそれらの者への依存が潜在的に高まっていないかどうかを注視すべきである。潜在的な利益の相反を回避するため、監督当局は、（再）保険会社が公庫なガバナンスを有し、意思決定における独立性を維持していることを確保すべきである。 • 投資の時間軸 <ul style="list-style-type: none"> - PEファームによる買収提案の財務上の健全性を評価する際、監督当局は、資本のコミットメントやトリガーを評価すべきである。 - 監督当局は、提案された買収を評価する際、投資の時間軸や提案された事業計画が保険会社の保険契約者に対する義務と一貫しているか否かを評価すべきである。その

	<p>一貫性が無い場合には、監督当局は、その事業計画には妥当性が無いと判断し得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 透明性 <ul style="list-style-type: none"> - 監督当局は、所有構造が（再）保険会社・グループの健全な経営と関係するリスクの最善の統制を確保できるものとしていることを評価すべきである。PEファームによる所有の構造が複雑である場合、監督当局は、PEファームのガバナンスのメカニズムにかかる追加的な情報の提出を求めるべきである。
ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> • 監督当局は、保険会社の意思決定が保険契約者の最善の利益のために行われることを確保しなければならない。 • 監督当局は、アームズ・レングス・ルール等の観点から、グループ内取引やその他の関連する取引をモニタリングすべきである。 • 監督当局は、資産運用にかかる意思決定が独立しており、かつ、アセット・マネジャーと保険会社間に利益の相反がないことを確保すべきである。
健全性	<ul style="list-style-type: none"> • 監督当局は、資産運用にかかる統制の適切性を評価すべきである。 • 監督当局は、再保険にかかるリスクの移転の実効性を評価すべきである。 • 保険会社の事業計画や資本の十分性、ソルベンシー比率を評価する際、監督当局は、保険負債の最良推計、ソルベンシー資本要件（SCR）の計算および自己資本における変化を包括的に分析すべきである。

インプリケーション：保険契約者の保護および金融システムの安定の観点から、プライベート・エクイティ・ファームに限らず、保険会社の直接的・間接的な持分の所有者となろうとする者に対して、また、持分の所有者となった者に対して、適切な監督が行われることが肝要であると考えられる。その意味で、EIOPAが公表した本監督上のステートメントは有意義であると考えられる。

（参考）EIOPA ‘Consultation on supervisory statement on the authorisation and ongoing supervision of (re-)insurance undertakings related to private equity’

C: FSB、2026年の作業プログラムを公表（2月6日）

■ 金融安定理事会（FSB）は、2026年の作業プログラムを公表した。その主な内容は以下のとおり。

主な取組み	概要
脆弱性の評価	<ul style="list-style-type: none"> • プライベート・クレジットにかかるレポートを作成し、2026年5月に公表する。 • 脆弱性にかかる新たな作業（それには、外国為替デリバティブもしくはプライベート・ファイナンスを含み得る。）を開始する。
NBFI	<ul style="list-style-type: none"> • ノンバンク金融仲介（NBFI）にかかる取組みは、FSBの評価メソッドロジックを改善することを通じた、FSBのノンバンク・セクターの脆弱性の評価の高度化に焦点を当てる。 • 「マネー・マーケット・ファンド（MMF）の強靱性向上のための政策提案」（2021年）や「オープンエンド型ファンドにおける流動性ミスマッチがもたらす構造的な脆弱性への対応にかかる政策

	<p>提言」(2023年)、「NBFIにおけるレバレッジ」(2025年)等のこれまでの取組みについてフォローアップを行う。</p>
オペレーショナル・レジリエンス	<ul style="list-style-type: none"> 暗号資産に関連する動向のモニターを継続し、ステーブルコインにかかる潜在的な脆弱性(例えば、多国発行の(multi-jurisdictional)ステーブルコインなど)を分析し、監督上の対応にかかる議論を行う。 基準設定主体と緊密に連携し、金融機関によるAIの採択、利用およびイノベーションのための健全な実務にかかる取組み(レポートの作成)を行う。 FSBのオペレーショナル・レジリエンスにかかる取組みは、大規模なオペレーションの中断に備えるための金融セクター全体でのケイパビリティを強化するため、官民セクターの連携に焦点を当てる。
規制・監督の現代化	<ul style="list-style-type: none"> 多くのFSBのメンバー国・地域は、その規制および監督の方針が金融システムにおける変化に十分に対応できるものとなっているか、また、持続可能な経済の成長を促進するものであるかを評価し始めている。FSBは、そうしたメンバー国・地域の取組みを取りまとめるとともに、フォローアップのための作業を行う。 G-SIBsおよび保険会社に関連する監査の品質や年次のG-SIBsの指定等にかかるワークショップを開催する。
クロスボーダー送金	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、G20のクロスボーダー送金の改善に向けたロードマップの実施の調整を行う。また、特に、当該ロードマップのゴールの達成に時間を要すると考えられる国・地域に対して、自主的で、具体的で、期限を定めたアクション・プランの策定を奨励する。加えて、2027年初めに政策提言の実施状況のレビューを行うため、2026年の後半にその準備を開始する。
危機への備えと破綻処理	<ul style="list-style-type: none"> 銀行の破綻処理に関し、パブリック・セクターのバックストップ・ファンディング・メカニズムの実施状況のレビューを行い、破綻処理における資金調達のための準備を進めるための実務の共有を行い、また、クロスボーダーでのベイルイン戦略の実践において関係当局をサポートする。 銀行、保険および金融市場インフラの各セクターについて、破綻処理のためのツールの運用の高度化に向けて関係当局をサポートする。
実施状況のモニタリングと評価	<ul style="list-style-type: none"> FSBによる提言の実施状況のモニタリング(フェーズ2)を実施する。その一環として、提言を実施していない理由に何らかの重要な類型が存在するか否かを検討するとともに、FSBの提言の策定方法における対応の余地の有無を検討する。

インプリケーション： FSBが脆弱性評価の一環としてプライベート・クレジット・セクターの分析を行うことに関し、プライベート・クレジットにかかるレポートにおいてどのような方向性や政策提言が示されるのかという点は、それらが保険セクターの規制・監督にも影響を与え得るという意味で、注目に値する。

(参考) FSB 'FSB Work Programme for 2026'

D: 印 IRDAI、保険会社による駐在員事務所の開設にかかるガイドラインを公表 (2月11日)

■ インド保険規制開発庁(IRDAI)は、外国の保険会社によるインドにおける駐在員事務所の開設にかかるガイドラインを

公表した。同ガイドラインの主な内容は以下のとおり。

定義	<ul style="list-style-type: none"> 駐在員事務所（liaison office）とは、外国の保険会社の本国における主たる事務所とインドにおける保険事業を営まない拠点との間のコミュニケーションのチャネルとしての役割を果たす事務所を言う。
駐在員事務所の開設の要件	<ul style="list-style-type: none"> インドにおいて駐在員事務所を開設しようとする外国の保険会社は、直近3年間にわたり本国内で利益を計上していること、また、6,500万米ドル超の純資産を有していなければならない。
認可のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> インドにおいて駐在員事務所を開設しようとする外国の保険会社は、IRDAIの認可を受けなければならない。 駐在員事務所の開設にかかる最初の認可は、3年の期間でなければならない。その期間をさらに3年間延長しようとする場合、当該外国の保険会社は、IRDAIに対してその旨を要請することができる。 外国の保険会社は、認可を受けた日から6か月以内に駐在員事務所を開設しなければならない。
実施可能な活動	<ul style="list-style-type: none"> 認可を受けた外国の保険会社の駐在員事務所は、①インドにおいて当該保険会社を代表し、②保険の領域における市場調査を行い、③、本国とのコミュニケーション・チャネルとして機能することができる。
監督上の対応	<ul style="list-style-type: none"> 認可を受けた外国の保険会社の駐在員事務所が関係する法令を遵守しない場合等には、IRDAIは、当該駐在員事務所に対して付与された認可を取り消すことができる。

インプリケーション：インドにおける本規制は、同国に駐在員事務所を設けようとする日本の保険会社にも影響し得るものであり、それらの保険会社は、これらの要件を満たすことが必要となる。

（参考）IRDAI ‘Guidelines on Establishment and Closure of Liaison Office in India by an Insurance Company registered outside India’

E: IAIS、オペレーショナル・レジリエンスにかかる実務文書を最終化（2月12日）

- 保険監督者国際機構（IAIS）は、「オペレーショナル・レジリエンスの目的とツールキットにかかる実務文書（application paper）」を最終化した。同文書の主な内容は以下のとおり。なお、IAISの実務文書は、国際的な監督基準である保険基本原則（ICPs）の適用に際して参考となる実務にかかる情報を提供するものとして位置づけられる。

概要	<ul style="list-style-type: none"> 本実務文書は、ICPsがオペレーショナル・レジリエンスの文脈においてどのように適用され得るかをアウトカム・ベースで記載したオペレーショナル・レジリエンスの目的（operational resilience objectives）とその実務（toolkit）を提供するもの。
目的1： オペレーショナル・レジリエンス、ガバナンスおよびオペレ	<ul style="list-style-type: none"> 目的1.1：保険会社は、ガバナンスの枠組みに支えられる、オペレーショナル・レジリエンスに対する実効的なアプローチを監督し、実施し、維持する。 目的1.2：オペレーショナル・レジリエンスに対する保険会社のアプローチは、オペレーショナル・リスクの管理の枠組みを活用し、また、一貫しており、包括的で、強固な形で、その枠組みに組み込まれている。

シヨナル・リスクの管理の関係	
目的2： オペレーショナル・レジリエンスに対する健全なアプローチの主要な要素	<ul style="list-style-type: none"> • 目的2.1：保険会社は、その重要なサービスと相互依存関係にかかる最新の情報（inventory）を特定し、維持する。 • 目的2.2：保険会社は、その重要なサービスの中断に対する影響の許容度を設定する。 • 目的2.3：保険会社は、オペレーションの中断にかかる甚大で生じ得るシナリオに対して耐性を有し、また、それから復旧する能力を自己評価し、検証するとともに、得られた教訓を踏まえ、オペレーショナル・レジリエンスの改善に向けたアクションが取られることを確保する。 • 目的2.4：保険会社は、重要なサービスに影響するオペレーション上のインシデント（サイバー・インシデントを含む。）を実効的に管理する。 • 目的2.5：保険会社は、保護、検知、対応および復旧の段階に対応した、オペレーショナル・レジリエンスに対する実効的なアプローチを実施することにより、重要なサービスに対するテクノロジー・リスクの影響を管理し、低減する。 • 目的2.6：保険会社は、統制が働く形で、変更（changes）を計画し、検証し、実施する。 • 目的2.7：保険会社は、事業の中断に対して、タイムリーに対応し、復旧し、再開し、事前に定義したオペレーションの水準に復元できることを確保するため、事業継続計画（BCP）および災害復旧計画（DRP）を策定し、実施し、検証し、更新する。 • 目的2.8：保険会社は、サードパーティ・サービス・プロバイダ（グループ内やnthパーティを含む。）との関係を実効的に管理する。
目的3： 保険監督の目的	<ul style="list-style-type: none"> • 目的3.1：保険会社のオペレーショナル・レジリエンスを評価する際、監督当局は、すべての潜在的な脆弱性の領域を捉えるため、監督当局内で連携する。 • 目的3.2：監督当局は、リスクを最小化するため、他の監督当局と情報を共有し、協力する。 • 目的3.3：監督当局は、ステークホルダーと連携し、かつ、透明な形でコミュニケーションを行う。 • 目的3.4：監督当局は、監督当局内において、オペレーショナル・レジリエンスに関して、継続的に学び、改善するというカルチャーを支持する。

インプリケーション：本実務文書において示された「目的」に目新しさはなく、また、そもそも本実務文書は国際的な基準として位置づけられるものではないものの、グローバルの潮流や主な国・地域における規制・監督の枠組みの強化を踏まえ、日本の保険会社には、自身のオペレーショナル・レジリエンスを強化するための取組みを行うことが期待される。

（参考）IAIS ‘Final version of the Application Paper on operational resilience objectives and toolkit published’

F: ESRB、銀行とNBFIとの関係がもたらす金融安定リスクにかかるレポートを公表（2月12日）

- 欧州システミック・リスク理事会（ESRB）は、欧州中央銀行（ECB）と共同で、「銀行とノンバンク金融仲介（NBFI）セクターとの間のつながりから生じる金融安定リスク」と題するレポートを公表した。同レポートの主な内容は以

下のとおり。

<p>相互関連性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 銀行とノンバンク金融仲介（NBFI）エンティティとのつながり（linkages）は、金融安定の確保に責任を有する当局によってより良く理解される必要がある。 欧州の銀行は、NBFIセクターとの間で、①流動性管理、②レバレッジの提供、③マーケット・メイカー、という3つの重要な役割を果たしており、それらは、システミック・リスクの波及やショックの増幅を生じさせ得る。 欧州連合（EU）の銀行とNBFIエンティティとの間の相互作用（interactions）は、グローバル・レベルで生じている。両者間の相互関連性の多くは、EU域外のエンティティとの間におけるもので、ユーロ以外の通貨で行われている。そのようなつながりは、EUの銀行を、グローバル・マーケット（特に米国）からの波及効果にさらし得る。
<p>資金提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> NBFIエンティティは、欧州における銀行のバランスシートの約15%の資金を短期で提供している。他方で、資産サイドでは、それらの銀行の資産の約10%がNBFIエンティティに対応するものである。このことは、欧州における銀行とNBFIとのつながりがもたらす主要な帰結は、資金調達と流動性の面で脆弱性であることを示唆している。 NBFIエンティティからの資金提供が失われることは、その短期性や限定的な代替可能性を理由として、市場の緊張時において、銀行に課題をもたらし得る。例えば、NBFIエンティティの流動性管理は、欧州の銀行システムにおいて流動性の脆弱性を生じさせ得る。また、NBFIエンティティによる銀行の社債への投資は、健全性に課題のある（weaker）銀行の脆弱性を増幅し得る。
<p>信用エクスポージャー</p>	<ul style="list-style-type: none"> 銀行の信用エクスポージャーの総額の約1/4は、レバレッジを用いている可能性があるNBFIエンティティに対するものである。資産価格の大きな変動は、マージン・コール等によって、資産の投げ売りを生じさせ、そのことは、銀行にとって信用損失を生じさせ得る。また、NBFIエンティティが長期の非流動資産に投資している場合、それらの資産に対するショックは銀行の信用損失を生じさせ得る。
<p>デリバティブ・エクスポージャー</p>	<ul style="list-style-type: none"> 銀行とNBFIエンティティはカウンターパーティ信用リスクやマージン・コールに対するエクスポージャーを有していることから、デリバティブ市場は波及チャネルとなり得る。

インプリケーション：本レポートは、銀行セクターとNBFIセクターとの相互関連性とそれがもたらし得る金融安定に対するリスクにかかる最新の議論を提供するものである。NBFIセクターに関し、本レポートは、プライベート・エクイティ・ファンドやプライベート・クレジット・ファンドの活動にかかるデータの不足を大きな課題の一つとして指摘している。それらのエンティティは、資産集約型再保険の文脈でも重要な役割を果たしており、そうしたデータ・ギャップの解消に向けて監督上の対応が進展することが期待される。

（参考）[ESRB ‘ECB and ESRB issue joint report analysing financial stability risks from linkages between banks and the non-bank financial intermediation sector’](#)

G: EIOPA、監督上のレビュー・プロセスにかかるガイドラインを改正（2月13日）

■ 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、2015年に策定し、2025年7月にその改正案を市中協議に付した「監督上のレ

ビュー・プロセスにかかる改正ガイドライン」を最終化した。同ガイドラインの主な内容は以下のとおり。

<p>ガイドラインの構成</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 本改正ガイドラインの構成は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> - セクションI（ガイドライン1～10）：監督上のレビュー・プロセス（SRP）の全体像 - セクションII（ガイドライン11）：SRPへのインプット - セクションIII（ガイドライン12～27）：リスク評価の枠組み - セクションIV（ガイドライン28～38）：詳細なレビュー - セクションV（ガイドライン39～50）：監督上の措置 - セクションVI（ガイドライン51）：再建および破綻処理 - セクションVII（ガイドライン52）：ビジネス・コンダクト - セクションVIII（ガイドライン53～56）：エマージング・リスク
<p>主な改正</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ガイドライン15（保険会社の影響度の分類の決定）：監督当局は、リスク評価の枠組みの中に、保険会社の潜在的な影響の評価を含めなければならない。その影響度は、定量的な指標および可能な場合には定性的な要素に基づき、少なくとも年に1度、評価されなければならない。（※保険グループについても同様。） • ガイドライン17（保険会社のリスクの分類の決定）：監督当局は、保険会社の（潜在的な）リスクを特定し、評価しなければならない。保険会社のリスクは、少なくとも年に1度評価されなければならない。（保険グループについても同様。） • ガイドライン20（ビジネス・モデルの分析）：監督当局は、SRPの一環として、構造化されたビジネス・モデルの分析を実施すべきである。その分析は、保険会社とその事業からどのように価値を創出しているかにかかる見解を示すとともに、保険会社の戦略、主要なリスク、事業の生存可能性、ビジネス・モデルの持続可能性や脆弱性にかかる見解を提供するものでなければならない。 • ガイドライン23（監督計画の作成と監督の強度の決定）：監督当局は、最低限のエンゲージメントの水準を定義するとともに、すべての保険会社について、少なくとも3年に1度、監督上のレビュー・プロセスを実施すべきである。 • ガイドライン40（早期介入の措置）：監督当局は、ソルベンシー資本要件（SCR）に抵触するリスクを評価するとともに、それを回避することを目的とする早期介入の必要性を評価すべきである。 • ガイドライン51（事前に作成する（Pre-emptive）再建計画）：監督当局は、事前に作成する再建計画に含まれる情報をSRPにおいて用いるべきである。また、監督当局は、同再建計画と保険会社のガバナンスのシステムの整合性を評価すべきである。 • ガイドライン52（ビジネス・コンダクトの監督）：監督当局は、消費者保護のマニフェストを有しているか否かにかかわらず、保険会社のコンダクト・リスクの管理の状況を勘案すべきである。 • ガイドライン54（ICTリスクの監督）：監督当局は、ICT関連のリスクの評価をそのSRPに組み

	<p>込むべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ガイドライン47（気候変動とその他のサステナビリティ・リスク）：監督当局は、気候変動リスクおよびその他のサステナビリティ・リスクをそのSRPに組み込むべきである。
--	---

インプリケーション：本改正は、欧州の保険監督当局が、エマージング・リスクやICTリスク、サステナビリティ・リスクなど、昨今の社会・経済環境の変化も捉えつつ、監督の枠組みをアップデートしていることを示すものであると考えられる。また、コンダクト・リスクについて、「消費者保護のマネジメントを有しているか否かにかかわらず」と言及があることは注目に値する。

（参考）EIOPA ‘Revised Guidelines on supervisory review process’

H: EIOPA、重要な機能の特定にかかるガイドラインを公表（2月16日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、保険会社の再建および破綻処理にかかる指令（Insurance Recovery and Resolution Directive：IRR）における重要な機能（critical functions）の特定のための閾値にかかるガイドラインを公表した。同ガイドラインの主な内容は以下のとおり。

重要な機能の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 破綻処理当局は、保険会社が重要な機能を提供しているか否かを評価する際、（再）保険にかかる機能、非保険にかかる機能および（再）保険に関連する機能を含む、サードパーティに対して提供されているすべての機能を考慮に入れるべきである。
一般的な要件	<ul style="list-style-type: none"> 破綻処理当局は、保険会社が機能を提供している各メンバー国について、その機能が同メンバー国の金融安定もしくは実態経済に重大な影響を与え得るか否かを評価すべきである。
重大な影響の評価	<ul style="list-style-type: none"> 破綻処理当局は、保険会社がその機能（活動やサービス、オペレーション）を提供できない場合の影響を評価する際、それらの活動やオペレーションが完全に停止するという前提に立つべきである。 破綻処理当局は、保険会社がその機能を提供できない場合の実態経済や金融安定への潜在的な影響を評価する際、少なくとも、サードパーティへの直接的な影響、および、当該サードパーティからその他の者に対する伝播、の二つのチャネルを考慮すべきである。 破綻処理当局は、保険会社がその機能を提供できない場合の実態経済や金融安定への重大な影響を評価する際、以下の事項等を考慮すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> 機能の特性（保障の対象となるリスク、商品やサービス、活動の種類、強制保険を提供しているか否か等を含む。） 機能を提供しているサードパーティの種類（個人、中小企業、大企業、金融業者等） 機能を提供しているサードパーティの数 提供している機能の中断がサードパーティに与える影響 その他の関連する者（競合他社、仲介者、供給者、与信者等）への伝播の可能性とそのスピード
代替可能性の分析	<ul style="list-style-type: none"> 破綻処理当局は、代替可能性の条件が合理的な時間とコストの中で満たされ得るか否かを検討すべきである。

	<ul style="list-style-type: none"> • 破綻処理当局は、上記のような代替可能性を評価する際、以下の事項等を考慮すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> - 機能の特徴（商品、サービスもしくは活動の種類を含む。） - 同一もしくは同等の機能を提供する市場の性質、市場の集中度、商品の標準化の程度、競争の程度 - その他の市場参加者が同一もしくは類似の機能をサードパーティに提供する意欲や能力
--	--

インプリケーション：欧州におけるIRRДおよび本ガイドラインの施行を通じて、保険会社および保険グループの重要な機能にかかる認識の一定程度の共通化が図られることが期待される。

（参考）EIOPA ‘Guidelines on the criteria for the identification of critical functions – IRRД’

I: BCBS、シンセティック・リスク・トランスファーにかかる報告書を公表（2月17日）

- バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、銀行とノンバンク金融仲介（NBFІ）との間の相互関連性のモニタリングと調査にかかる取組みの一環として、「シンセティック・リスク・トランスファー（Synthetic Risk Transfer：SRT）」と題する報告書を公表した。同報告書の主な内容は以下のとおり。

定義等	<ul style="list-style-type: none"> • 伝統的な証券化では、銀行は、自身のバランスシートにおいて保有する資産を特別目的会社（SPE）に対して移転し、その際、それらの資産のキャッシュフローをもとに証券を発行する。伝統的な証券化は、オリジネーターである銀行からSPEによって発行された証券の購入者に対して、信用リスクを移転する。他方で、その原資産は、オリジネーターによって管理されることが多い。 • シンセティックな証券化は、資産のプールにかかる信用リスクのすべてもしくはその一部をカウンターパーティに移転し、銀行は、その原資産を引き続き保有する。SRTは、①クレジット・リンク債（CLN）を投資家に対して発行する、②プロテクションの提供者とCDSなどのデリバティブや保証の取引を行う、③SPEを介してCLNを発行する、等の多様な形態を採る。
市場参加者の動機	<ul style="list-style-type: none"> • 銀行：経済的な資本のニーズよりも高い規制上の資本要件を課されているローン・ポートフォリオについて、SRTを利用することで、（例えばメザニン・トランスジェのリスクを移転することにより）所要資本を削減することが可能となる。また、特定のセクターや資産クラスに対するリスク・エクスポージャーを低減するなど、信用リスクの能動的な管理の目的で利用されることもある。 • プロテクションの提供者（投資家）：プロテクションの提供者にとっては、信用リスクを有する商品へのアクセスの獲得、銀行の株式の購入の代替（間接的な与信業務への参入）、リスク・リターンの特性や信用エクスポージャーの分散等の動機がある。
SRTマーケットの概観	<ul style="list-style-type: none"> • SRTマーケットは、欧州連合（EU）、米国、英国およびカナダにおいて特に活気がある。SRTの取引量は、近年、いくつかの国・地域において、大きく拡大している。EUでは、2016年から2024年の間で、年間の取引量（原資産（reference assets）ベース）は3倍以上に拡大している。米国では、2023年に銀行の資本規制におけるSRTsの取扱いがより明確になったことから、米国の銀行が発行するSRTsが増加している。英国では、過去10年間、一貫して増加し

	<p>ている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • SRTsはプライベート・マーケットで取引されており、その投資家について公開されている情報は限定的であるものの、プライベート・クレジット・ファンド、ミューチュアル・ファンド、ヘッジファンド、年金基金、ソブリン・ウェルス・ファンド、保険会社等のノンバンク金融仲介（NBFIs）が投資家の太宗を占めている。 • 標準的なSRT取引の満期は、一般的に、原資産の満期と整合している。典型的なSRT取引の満期は、EUでは2年から4年、英国では3年から5年、米国では3年から7年（住宅ローンにかかるものはより長い期間となり得る。）である。
銀行にとっての潜在的なリスク	<ul style="list-style-type: none"> • SRTsへの高い依存は、銀行の与信をNBFIsにより一層依拠させ得ることとなり、このことは、全体的な与信のプロシクリシティを高め得ることとなる。資金を事前に拠出しない形態（unfunded）のSRTsの利用や短期の市場調達において銀行にプロテクションを提供するNBFIsへの依存は、プロシクリシティの影響を増大し得る。銀行は、SRTの満期を拡大する（space out）ことやSRTのプロテクションの満期を原資産のそれと合わせるなどによって、こうしたリスクを低減できる。 • 銀行によるSRTsのプロテクションの提供者に対する資金提供は、銀行セクターからNBFIセクターへのリスクの移転の程度を低減し得る。このことは、銀行に信用リスクやカウンターパーティ・リスクをもたらすこととなる。

インプリケーション：銀行によるシンセティックなリスク移転（SRT）が増加する中、BCBSは、その潜在的なリスクに対する懸念を高めている。本報告書は、SRT市場を通じた銀行とNBFIsの相互関連性の高まりに対応するため、銀行監督当局とNBFIsの監督当局との連携の必要性を示唆しており、本テーマにかかる今後の規制・監督の動向は注目に値する。

（参考）BCBS ‘Synthetic risk transfers’

J: 英 FCA、保険セクターの規制上の優先課題を公表（2月24日）

- 英国金融行為規制機構（FCA）は、2026年における保険セクターの規制上の優先課題を公表した。その主な内容は以下のとおり。

優先課題1 消費者の理解、保険金の支払い請求への対応、および、サービスの品質の改善	<ul style="list-style-type: none"> • 保険会社は、以下のことを行うべきである。 <ul style="list-style-type: none"> - 保険契約の内容について消費者に正しく説明し、また、消費者の理解を確認すること。 - 保険金の支払い請求に対して、迅速、公正かつ透明に対応すること。 - 商品やサービスが消費者に対して良いアウトカムを提供していることを確認すること。 • FCAが本年実施する事項には以下のものを含む。 <ul style="list-style-type: none"> - 異なるセールス・プロセスが消費者に対するアウトカムに与える影響を分析すること。 - 住宅保険および旅行保険を販売する保険会社が消費者の理解を改善するための措置を講じているか否かを検証すること。
優先課題2	<ul style="list-style-type: none"> • 保険会社は、以下のことを行うべきである。

<p>保険に対するアクセスの拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 英国政府の金融包摂戦略および自動車保険タスクフォースにかかる報告書の内容を理解すること。 - 消費者（特に、弱い立場にある消費者）に対して、消費者に対する責務（Consumer Duty）と一貫した、良いアウトカムを提供すること。 - 消費者が保険に対するアクセスを改善できる方策を検討すること。 - 保険料融資や純粋な保障性商品にかかるFCAの調査結果の内容を理解すること。 • FCAが本年実施する事項には以下のものを含む。 <ul style="list-style-type: none"> - 社会住宅の賃借人（social renters）のための家財保険（home contents insurance）にかかる理解の向上、および、メンタル・ヘルスを有する消費者に対する旅行保険の引受の意思決定について、金融包摂の観点から検討を行うこと。 - 自動車保険の保険金支払い請求への対応にかかる効率性や統制コストを改善すること、保険とスマート・データについて検討すること、また、ソーシャル・メディアにおける詐欺的な内容を排除するための取組みを行うこと。 - 純粋な保障性保険にかかる市場調査を完了すること。 - 保険料ファイナンスにおける年間利率（annual percentage rate：APR）をモニターすること。
<p>優先課題3 成長とイノベーションのサポート</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 保険会社は、以下のことを行うべきである。 <ul style="list-style-type: none"> - AIの利用について検討すること。 - エマージング・リスクのための商品を開発すること。 • FCAが本年実施する事項には以下のものを含む。 <ul style="list-style-type: none"> - （保険引受や保険金支払い請求など）保険におけるAIのリスクと機会を評価すること。 - サイバー保険の購買障壁等を分析すること。 - キャプティブ保険のための規制上の枠組み（案）を市中協議に付すこと。
<p>優先課題4 規制の簡素化</p>	<ul style="list-style-type: none"> • FCAは、規制上の要件の簡素化を図る。

インプリケーション：FCAの2026年における保険セクターの規制上の優先課題には、特段目新しいテーマは見受けられない。他方で、このことは、消費者の理解、保険金の支払い請求への対応、および、サービスの品質の改善（優先課題1）や保険に対するアクセスの拡大（優先課題2）が英国の社会・経済にとって引き続き重要なテーマであることを意味していると考えられる。これらは日本における顧客本位の業務運営とも関連するテーマであり、英国における取組みから何らかの示唆が得られることが期待される。

（参考）FCA ‘A smarter approach to communicating our regulatory priorities’

執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

リスクアドバイザー ファイナンシャルサービシーズ

合同会社デロイトトーマツ

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内 30 都市以上に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Global およびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Global はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Global のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また Deloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得る損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMS それぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<https://www.bsigroup.com/clientDirectory>